

返還不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返還金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国公立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は平成28年度で大学生などの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返還に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は平成28年6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返還不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだ。

これを受け平成28年8月2日閣議決定の「未来への投資を実現する経済対策」において「平成29年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する」とされたところである。

現在、OECDに加盟する国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって、政府においては、納税者である国民の理解を得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返還不要の給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、次の事項について取り組むことを強く求める。

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、検討が進められている給付型奨学金について、平成29年度からの円滑な実施のための制度設計その他の事務手続きに万全を期すること。
- 2 希望する全ての学生などへの無利子奨学金の貸与を目指し有利子から無利子への流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯には、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度は、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月15日

甲 府 市 議 会

提出先

内閣総理大臣 文部科学大臣